

# 家事事件手続法の概要

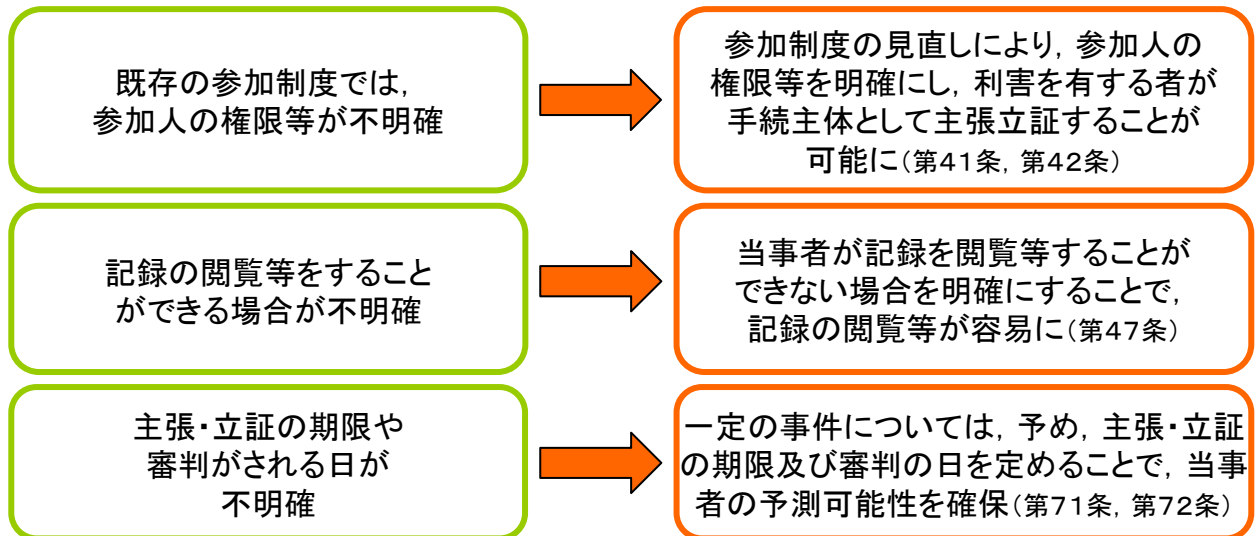
法務省民事局

## 見直しの観点

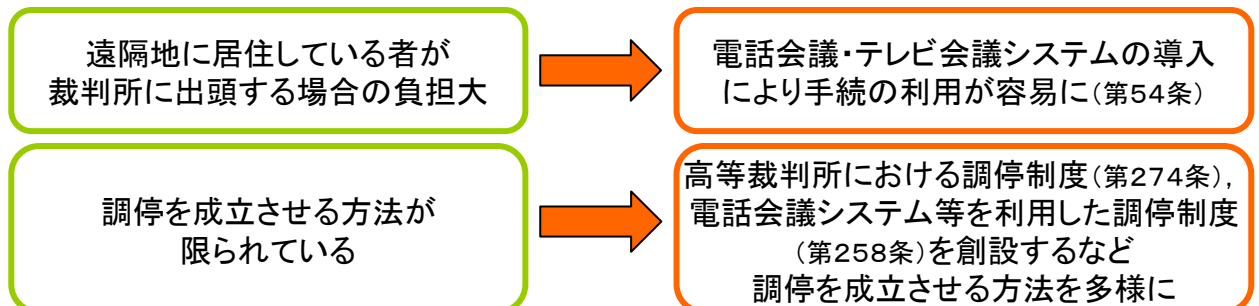
家庭をめぐる紛争を扱う訴訟手続については、平成15年に人事訴訟法が制定され、現代化が図られたところであるので、同様に家庭をめぐる紛争を扱う非訟手続について規律する家事審判法(昭和22年制定)についても、非訟事件手続法の現代化のための改正と併せて、当事者の手続保障を図るための制度を拡充するなど現代的社会に適合した内容とする。

## 法律の要点

### ○当事者等の手続保障を図るための制度の拡充



### ○手続を利用しやすくするための制度の創設



そのほか、管轄(第4条―第9条等)・代理(第22条―第27条等)・不服申立て(第85条―第102条等)等の手続の基本に関する規定を整備

## 施行期日

平成25年1月1日